

## 7. 植栽

### 7.1 分離植栽（自転車通行空間と歩行者空間を分離する植栽）

- 原則として植栽帯形式とし、連続することが困難な場合は柵形式を検討するものとする。
- 乗入れ部、交差点部、バス停部および地下鉄出入口付近等では視認性を確保するものとする。
- 柵形式の場合は、原則として高木とするものとする。また、樹木間は防護柵等でできる限り分離させるものとする。

#### [解説]

- 既設植栽を移設・撤去する場合については、住宅都市局（みどり管理課、みどり政策課）と協議を行い、「福岡市街路樹整備指針」を参考とするものとする。

### 7.2 植栽帯等の構造

- 植栽帯への適度な雨水流入を考慮の上、植栽柵用縁石・レンガ等で囲い、歩道舗装面とフラットにすることを基本とするものとする。

#### [解説]

- 歩行者空間と自転車通行空間の横断勾配及び排水施設の設置位置は、植栽帯への適度な雨水流入も考慮して決定するものとする。また、車道と自転車通行空間の境に縁石を設置し、自転車通行空間側の雨水を車道側排水施設で処理する場合には、自転車歩行者道境界ブロックに適宜開口部を設けるものとする。